

## 能美中学校 生徒指導規程

本規程は、本校教育目標である「自分で考え、全力を出し尽くす生徒の育成」を実現するためのものである。具現化のための指導重点は次の3点であり、これらをとおして将来社会の変化に柔軟かつ適切に対応できる生徒を育成することを目指すものである。

また、併せてこの規程は、能美中学校区内各学校間の連携の下、教育の目的を基盤として共通した生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを踏まえ明文化するものである。

### 【めざす生徒像】

「知・徳・体」の基礎基本を身につけ、創造的に考え、社会に通用する生徒を育成する。

- 1 「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒
- 2 お互いが尊重・協力し、感謝できる生徒
- 3 何事も一所懸命に取り組み創造的に考える生徒

### 1 学校生活に関すること

- (1) 登下校は道路交通法を守り、定められた通学路を通って通学すること。（自転車通学は許可を受けた自転車を使用すること）
- (2) 8:05までに登校し、8:10には自分の席に着き、朝読書を始める。
- (3) 登校から下校までは、無断で校外に出ないこと。
- (4) 下校時刻を守って下校し、途中で飲食店に入ったり、買い物等をしたりしないこと。
- (5) 学校生活に必要でない物は持参しないこと。（貴重品、ゲーム、スマートフォン等）
- (6) 校門一礼、玄関一礼を行い、学校生活を私生活と切り替えること。
- (7) 誰に対しても、自ら挨拶をすること。
- (8) 時と場と場合に応じた言葉遣いをすること。
- (9) 始業前に着席すること。
- (10) 授業中は学習に集中すること。
- (11) 遅れて教室に入る時や授業中席を離れるときは、先生に伝え、承認を受けること。
- (12) 他学年、他教室、特別教室等に無断で入室しないこと。
- (13) 当番は、感染症に注意し、エプロン・三角巾・マスクを正しく付け、手洗いをしてから準備すること。
- (14) 食前食後の挨拶を行い、マナーを守り、食べること。
- (15) 校内の物品は公的なものであることを自覚し、破損させないように大切に扱うこと。
- (16) 掃除時間は黙動清掃を実施し、一人一人が学校の美化に努め、環境を美しく保つこと。
- (17) 落ちているゴミは、すすんで拾うように努め、自治活動を推進すること。
- (18) 教室内を整理整頓するように心がけること。
- (19) ロッカーについては自分の使用する場所を整理・整頓するとともに、上に私物を一切置かないこと。

## 容儀に関するこ

	規程	備考
制服	・本校指定の制服	・スカートの長さは膝が隠れること。
シャツ	・白のカッターシャツ	・下着の色は、透けて見えない色（白・ベージュ）を使用すること。
靴下	・白色（パンダソックスも可）	・ワンポイントやラインは不可。 ・くるぶしの隠れない短いものや極端に長いものは不可。
靴	・白のひも付き運動靴 ※体育で短距離・長距離走のできるもの	・雨天時は雨靴でも良い。
名札	・校名と名前を入れる。	・統一したものを着用する。
ベルト	・黒、紺、茶の無地	・全面に穴の開いたもの等、派手なものは不可。
カバン	・指定カバンと補助としてサブバッグを使用してよい。	・カバンに装飾品を付けない。 ・サブバッグは派手でないものとする。
ウインドブレーカー	・登下校のみ着用する。	・授業で着用する場合は担当者に許可を得ること。
セーター ベスト	・Vネックに限る。 ・色は黒、紺、茶、灰、白の単色を基本とするが、ラインが入る場合は派手でない色とする。 ・制服の下や袖口から出ない長さとする。	・セーターは必ず上着の下に着用する。 ・ジャージによる代用はできない。 ・カーディガンは着用不可とする。 (ワンポイント可)
手袋	・手袋を登下校で着用してよい。	・手袋は黒、紺、茶、灰、白を基調とする。 (ワンポイント可)
ネックウォーマー	・ネックウォーマーを登下校で着用してよい。 ※正しく使用すること ・マフラーは安全を守るため、着用してはならない。	・ネックウォーマーは、黒、紺、茶、灰、白を基調とする。 (ワンポイント可)
頭髪	・前髪は、目にかかる場合は切るか、ゴム、ピンでしっかりと止める。（目に入ると危険である）後横髪が肩にかかる場合は、切るか編む（三つ編み）か束ねる。束ねる場合は、ポニーテールは禁止し、中央下または左右下で束ねる。 ・パーマ、染髪、脱色、剃り込みをしてはならない。 ・部分的な長髪や短髪をしてはならない。 ・リボン等の装飾品を付けてはならない。	・ゴム、ピンは黒、紺の単色とする。 ・整髪料は過度に使用しない。 ・ゴム、ピンは黒、紺の単色とする。 ・整髪料は過度に使用しない。
その他	・夏季等に無香料の制汗スプレー、シートの使用は認める。 ・爪を適切な長さに切ること。 ・マニキュア、香水を使用してはならない。 ・制服および身体にピアス、イヤリング、ネックレス等の装飾品は付けてはならない。 ・色付きリップの使用は禁止とする。	・手袋は黒、紺、茶、灰、白を基調とする。 (ワンポイント可)

※派手でない望ましい色とは、黒・紺・茶・灰・白とする。

※流行を学校に持ち込まない。

※学校は学ぶ場であり、おしゃれを楽しむ場ではない。

\*学校生活にふさわしい容儀とは、高校入試や就職試験に行くのに適しているものである。

## 8 部活動に關すること

- (1) 部活動の活動できる時間、完全下校時刻は、以下の通りとする。欠席・遅刻・早退などは、活動の開始までに顧問に申し出る。

	時期	活動できる時間	完全下校時刻
放課後	3月～10月新人大会	17時50分まで	18時00分
	10月新人大会後～11月	17時20分まで	17時30分
	12月～1月	16時50分まで	17時00分
	2月	17時20分まで	17時30分

- (2) 中体連主催の大会やコンクールなどの1週間前は、校長の許可により、30分間の延長が認められる。  
(3) 休日の練習及び部活動の遠征についても、この生徒指導規程に準じて活動する。

## 2 校外での生活に關すること

校外における生活においても、本校生徒であるという自覚と責任をもった言動を常に心がけること。

## 3 特別な指導に關すること（問題行動への特別な指導）

以下の問題行動を起こした生徒について、教育上必要であると認められる場合は、特別な指導を行うことにより、再発を防止する。

### 1 法規・法令に違反する行為

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| (1) いじめ            | (2) 喫煙・飲酒            |
| (3) 暴力・威圧・強要行為     | (4) 窃盗・万引き           |
| (5) 建造物・器物破損       | (6) 性に関するもの          |
| (7) 交通違反(無免許運転等含む) | (8) 薬物乱用             |
| (9) 刃物等所持          | (10) その他法規・法令に違反する行為 |

### 2 本校の規則等に違反する行為

- |                                |                         |
|--------------------------------|-------------------------|
| (1) 喫煙同席・喫煙準備行為(タバコ・ライターの所持)   | (3) 家出および深夜徘徊           |
| (2) カンニング                      | (5) 無断アルバイト             |
| (4) バイク等同乗                     | (7) 登校後の無断外出・無断早退       |
| (6) 暴走族等への加入・勧誘                | (9) 指導に従わない等の指導無視および暴言等 |
| (8) 授業エスケープ                    |                         |
| (10) その他、校長が教育上特別な指導が必要と判断した行為 |                         |

### 3 反省指導

特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 反省文、奉仕活動等
- (3) 別室指導

## 4 反省指導の実施

反省指導は、通常の学校生活をしながら行う反省（以下、授業反省）と別室で行う別室反省の二段階とする。

反省指導期間中における学校行事や部活動公式大会等への参加の可否については、別途協議する。

## 5 反省指導の期間

反省指導の期間については、その都度協議して決定するが、授業反省については概ね3日から5日、別室反省については、概ね1日から3日とする。

ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更する場合がある。

## 6 その他

### (1) 出席停止

江田島市教育委員会は、学校教育法（第35条）により、次に掲げる行為の1つまたは2つ以上を繰り返し、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる場合には、保護者に対して出席停止を命じる場合がある。

なお、その場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由および期間を記載した文書を交付する。

- ① 他の生徒に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- ② 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- ③ 施設または設備を破損する行為
- ④ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (2) 関係機関（警察）との連携

3の「1 法規・法令に違反する行為」については、「児童生徒の健全育成に係る江田島市教育委員会と江田島警察署との相互連絡制度に関する協定書（平成28年2月10日）」に基づき、江田島市教育委員会と協議の上、江田島警察署との連携を図る。

### (3) 規程の周知

生徒を対象とする全校集会、保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等を通して、直接説明を行う。また、学校のホームページでの公開を通して、保護者への周知徹底を図る。